

【同行援護】

指定の人員基準 及び従業者の資 格要件	●管理者（１人以上） ●サービス提供責任者（事業規模に応じて１人以上） [サービス提供責任者資格要件] ①次に掲げる者 ・介護福祉士 ・実務者研修の修了者 ・介護職員基礎研修の修了者 ・居宅介護従業者養成研修１級修了者 ・居宅介護職員初任者研修の修了者で ３年以上の実務経験のある者 + 同行援護従業者養成研修 （一般過程＋応用課程） の修了者 注）ただし、平成３０年３月末までは、左に該当する場合、同行援護従業者養成研修（一般過程＋応用課程）の修了者とみなす。 平成２４年度までに居宅介護従業者養成研修２級課程を修了した者は居宅介護職員初任者研修修了の要件を満たしているものとする。 ②国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者
	●従業者（常勤換算で２．５人以上） [従業者の資格要件] ①※同行援護従業者養成研修（一般過程）の修了者 注）ただし、平成３０年３月末までは、居宅介護の従業者の要件を満たす場合、同行援護従業者養成研修（一般過程）の修了者とみなす ②居宅介護従業者の要件を満たす者 + １年以上の視覚障害に関する実務経験 ③国立障害者リハビリテーションセンター学院視覚障害学科の教科を履修した者又はこれに準ずる者 ※同行援護従業者養成研修（一般過程）に相当すると県知事が認めた研修 ①埼玉県が実施又は指定した視覚障害者移動介護従業者養成研修課程 ②埼玉県が実施した視覚障害者移動支援事業従事者養成研修 ③県内市町村が実施する視覚障害者の介護に係る養成研修 ④他都道府県において、「それに相当すると知事が認めた」とされる研修
指定の設備に関 する基準	事務室、受付等のスペース、必要な設備及び備品等